Ⅰ　埼玉県子どもの権利擁護委員会の概要

１　概要

こどもへの権利侵害について、こどもや保護者からの相談を受け、公平・中立かつ専門的な立場から、こどもを救済する第三者機関として条例に基づき設置され、平成 14 年 11 月１日から業務を開始した。

２　令和７年度における構成（令和８年３月 31 日現在）

○　委員

田口　伸　　（委員長、埼玉県社会福祉士会事務局長）
内河　水穂子（委員長代理、埼玉大学教授）
徳田　玲亜　（弁護士）

○　調査専門員

中谷　茂一　（聖学院大学教授）
角尾　美奈　（学習院大学非常勤講師）
野澤　義隆　（東京未来大学准教授）
山﨑　洋子　（東京家政大学准教授）

○　電話相談員（会計年度任用職員）

○　事務局職員

３　救済の対象

原則として 18 歳未満のこども

４　委員会の業務

電話相談、面接相談、関係機関への調査・調整、関係機関への勧告・要請等

５　電話相談時間・電話番号

毎日　午前 10 時 30 分から午後６時まで（祝日及び年末年始を除く）
電話番号　048-822-7007

Ⅱ　電話相談の状況について

子どもの権利擁護委員会は、平成 14 年 11 月から「子どもスマイルネット」の愛称で電話相談を行っている。

令和７年度においては、毎日（祝日・年末年始を除く）午前 10 時 30 分から午後 6 時までを相談時間とし、電話相談員７人の交代勤務体制で、343 日電話相談を受けた（３回線）。

令和７年度における電話相談の受付件数は 2,957 件で、前年度より 64 件、2.2%増加した。このうちこども本人からの相談件数は 466 件（全体の 15.8%）で、前年度より 35 件、8.1%増加した。なお、無言を除いた受付件数は 2,620 件で、前年度より 87 件増加した。

１　相談内容

相談受付状況を内容別に見て、最も多いのは、子育てに関わるものの 930 件（全体の 31.5%）であり、次いで思春期 444 件（15.0%）、交友関係 180 件（6.1%）であった。

相談内容のうち権利侵害に関わるものとして、いじめ、体罰及び虐待に関する相談では、いじめに関する相談が 87 件（2.9%）、体罰に関する相談が 5 件（0.2%）、虐待に関する相談が 41 件（1.4%）で合わせて 133 件（4.5%）で、前年度より 4 件減少した。

こども本人からの相談で最も多いものは、思春期 243 件（52.1%）であり、前年度より 51 件増加した。権利侵害のうち、いじめ、体罰及び虐待に関わるものの相談件数は 72 件で前年度より 23 件増加した。

子育てに関わる相談のうちで最も多いものは、両親の不和やＤＶなど家庭環境に関することの 351 件(37.7%)で、前年度より 3 件増加した。

表１－１　主たる相談内容別件数

		いじめ	体罰	虐待	不登校	学校の対応等	交友関係	思春期	子育て	その他	無言	合計
R7	計	87	5	41	135	158	180	444	930	640	337	2,957
		2.9%	0.2%	1.4%	4.6%	5.3%	6.1%	15.0%	31.5%	21.6%	11.4%	100.0%
	こども	48	4	20	13	21	42	243	—	75	—	466
		10.3%	0.9%	4.3%	2,8%	4.5%	9.0%	52.1%	—	16.1%	—	100.0%
R6	計	76	3	58	150	200	187	401	1,032	426	360	2,893
		2.6%	0.1%	2.0%	5.2%	6.9%	6.5%	13.9%	35.7%	14.7%	12.4%	100.0%
	こども	29	1	19	8	17	36	192	—	129	—	431
		6.7%	0.2%	4.4%	1,9%	3.9%	8.4%	44.5%	—	29.9%	—	100.0%

※　下段は、計のうち、こども本人からの件数を再掲
※　「学校の対応等」：学校の不適切な対応への不満など
※　「思春期」：保健、恋愛、家族関係の悩みなど
※　「子育て」：家庭環境、養育不安、こどもの性格・行動など
※　「その他」：進路、非行、幼稚園・保育所等・放課後児童クラブ関係など

表１－２　「子育て」（表１－１）の内訳

	性格行動	養育不安	養護	保健	障害	家庭環境	その他	合計
R7	242	198	16	31	60	351	32	930
	26.0%	21.3%	1.7%	3.3%	6.5%	37.7%	3.4%	100.0%
R6	310	208	25	49	74	348	18	1,032
	30.0%	20.2%	2.4%	4.7%	7.2%	33.7%	1.7%	100.0%

※　「性格行動」：落ち着きがない、内向的、忘れ物が多いなど
※　「養育不安」：食事、睡眠、排せつ、しつけなど
※　「養護」：配偶者の家出・行方不明・死亡・離婚・別居など
※　「保健」：疾患、成長発達、夜尿、性に関する問題など
※　「障害」：発達障害、身体障害、知的障害、精神障害など
※　「家庭環境」：両親の不和、ＤＶ、親の対人関係など

表１－３　「その他」（表１－１）の内訳

		幼･保関係	他教育関係	施設関係	児相関係	非行	進路	その他	合計
R7	計	51	36	1	4	42	50	456	640
	こども	0	1	0	0	4	6	64	75
R6	計	37	21	4	2	25	37	300	426
	こども	1	0	1	0	2	4	121	129

※　下段は、計のうち、こども本人からの件数を再掲
※　「幼・保関係」：幼稚園、保育所等における職員の不適切な対応等
※　「他教育関係」：放課後児童クラブ、塾、習い事など、学校以外の教育等関係
※　「児相関係」：児童相談所に関わること

２　相談者

相談受付状況を相談者別に見ると、最も多いのは母親からの相談 1,627 件（全体の 55.0%）で、前年度より 174 件減少した。また、父母からの相談件数の合計は 1,705 件（57.7%）で、前年度より 170 件減少した。

こども本人からの相談は 466 件（15.8%）で、前年度より 35 件増加した。高校生からの相談が 49.1%、中学生からの相談が 31.3%を占めた。

表２－１　電話相談の相談者別件数

	こども本人	こども本人以外							無言	合計
		母親	父親	親族	学校	施設	その他	小計		
R7	466	1,627	78	55	7	0	387	2,154	337	2,957
	15.8%	55.0%	2.6%	1.9%	0.2%	0.0%	13.1%	72.8%	11.4%	100.0%
R6	431	1,801	74	41	0	9	177	2,102	360	2,893
	14.9%	62.3%	2.6%	1.4%	0.0%	0.3%	6.1%	72.7%	12.4%	100.0%

※　「その他」：知人、隣人、行政、事業者、不明など

表２－２　こども本人（相談者）の内訳

	幼児	小学校低学年	小学校高学年	中学生	高校生	不明	合計
R7	0	8	76	146	229	7	466
	0.0%	1.7%	16.3%	31.3%	49.1%	1.5%	100.0%
R6	2	8	150	104	159	8	431
	0.5%	1.9%	34.8%	24.1%	36.9%	1.9%	100.0%

3　相談対象者

相談の対象となったこどもについては、権利侵害等（子育て等以外）に関わる相談では、高校生が 401 件（全体の 30.8%）と最も多く、次いで中学生 371 件（28.5%）、小学校高学年 306 件（23.5%）であった。

子育て等に関わる相談においては、小学校低学年が 257 件（19.5%）と最も多く、次いで 3 歳から 5 歳までの 236 件（17.9%）であった。なお、未就学児（0 歳から 5 歳まで）については、311 件（23.6%）で、前年度より 51 件減少した。

表３－１　相談対象のこどもの内訳

権利侵害等

	就学前	小学校低学年	小学校高学年	中学生	高校生	不明	合計
R7	75	138	306	371	401	12	1,303
	5.8%	10.6%	23.5%	28.5%	30.8%	0.9%	100.0%
R6	78	181	411	326	318	8	1,322
	5.9%	13.7%	31.1%	24.6%	24.1%	0.6%	100.0%

子育て等

	0 歳	1～2 歳	3～5 歳	小学校低学年	小学校高学年	中学生	高校生	不明	合計
R7	18	57	236	257	197	81	88	383	1,317
	1.4%	4.3%	17.9%	19.5%	15.0%	6.2%	6.7%	29.1%	100.0%
R6	15	47	300	321	203	84	75	166	1,211
	1.2%	3.9%	24.8%	26.5%	16.8%	6.9%	6.2%	13.7%	100.0%

４　初回・再度相談件数

子どもスマイルネットへの初めての相談（初回）は 1,305 件、以前に相談したことがあるもの（再度）は 1,315 件で、前年度より初回は 282 件増加、再度は 195 件減少した。

初回・再度の相談ともに最も多い相談は子育て、次いで思春期についてであった。

表４－１　初回・再度相談別件数

	初回	再度	小計	不明･無言	合計
R7	1,305	1,315	2,620	337	2,957
	44.1%	44.5%	88.6%	11.4%	100.0%
R6	1,023	1,510	2,533	360	2,893
	35.4%	52.2%	87.6%	12.4%	100.0%

表４－２　初回相談の内訳

		いじめ	体罰	虐待	不登校	学校の対応等	幼稚園･保育所等の対応	交友関係	思春期	子育て	その他	合計
R7	計	61	5	31	57	67	21	85	266	267	445	1,305
	こども	35	4	15	10	16	0	32	197	－	61	370
R6	計	60	2	42	63	73	14	65	197	304	203	1,023
	こども	26	1	17	5	14	1	20	130	－	58	272

※　「その他」：進路、非行、放課後児童クラブ・塾など学校以外の教育関係等

表４－３　再度相談の内訳

		いじめ	体罰	虐待	不登校	学校の対応等	幼稚園･保育所等の対応	交友関係	思春期	子育て	その他	合計
R7	計	26	0	10	78	91	30	95	178	663	144	1,315
	こども	13	0	5	3	5	0	10	46	－	14	96
R6	計	16	1	16	87	127	23	122	204	728	186	1,510
	こども	3	0	2	3	3	0	16	62	－	70	159

※　「その他」：進路、非行、放課後児童クラブ・塾など学校以外の教育関係等

５　月別受付件数

電話相談の受付件数は、月平均 246.4 件で、前年度より 5.3 件増加した。月別に見ると、最も多かった月は 10 月（308 件）で全体の 10.4%を占めた。

また、こども本人からの相談は月平均 38.8 件で、前年度より 2.9 件増加した。月別に見ると、年度当初の 4 月のほか 7 月、9 月、10 月に多くなっている。これは、夏休み前に県内全ての国立・公立・私立の小学校４年生及び６年生、中学校２年生並びに高校１年生の児童・生徒へ子どもスマイルネットの広報カードを配布したことによるものと考えられる。

表５　電話相談の月別受付件数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	月平均
R7	計	288	255	247	266	144	270	308	246	235	243	194	261	2,957	246.4
	こども	54	34	33	58	29	41	63	23	26	36	38	31	466	38.8
R6	計	197	239	227	291	274	316	297	220	211	210	182	229	2,893	241.1
	こども	15	21	27	42	46	64	62	34	37	23	24	36	431	35.9

※　下段は、計のうち、こども本人からの相談件数を再掲

6　曜日別受付件数

相談受付状況を曜日別に見ると、最も多かったのは水曜日で 500 件（全体の 16.9%）、最も少なかったのは日曜日で 330 件（11.2%）であった。

月曜日から金曜日までの平均は 452.8 件で、前年度（454.0 件）よりも 1.2 件減少し、土曜日と日曜日の平均は 346.5 件で、前年度（311.5 件）より 35.0 件増加した。

表６　電話相談の曜日別受付件数

	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	日曜	合計
R7	390	482	500	470	422	363	330	2,957
	13.2%	16.3%	16.9%	15.9%	14.3%	12.3%	11.2%	100.0%
（日数）	43 日	50 日	50 日	51 日	50 日	49 日	50 日	343 日
R6	405	475	483	462	445	315	308	2,893
	14.0%	16.4%	16.7%	16.0%	15.4%	10.9%	10.6%	100.0%
（日数）	47 日	50 日	51 日	50 日	50 日	49 日	46 日	343 日

7　相談時間帯

相談受付状況をおよそ３時間ごと（朝のみ１時間半）に区切って時間帯別に見ると、夕方（15 時から 18 時まで）が 1,160 件（全体の 39.2%）と最も多かった。

表７　電話相談の時間帯別件数

	朝 10:30～12:00	昼 12:00～15:00	夕方 15:00～18:00	合計
R7	747	1,050	1,160	2,957
	25.3%	35.5%	39.2%	100.0%
R6	746	962	1,185	2,893
	25.8%	33.3%	41.0%	100.0%

8　相談時間

相談時間の合計は 60,427 分で、前年度より 5,318 分減少した。

また、１件当たりの平均時間は 23.1 分で、前年度より 2.9 分減少した。なお、相談時間が 60 分を超える相談は 142 件(全体の 4.8%)であった。

表８　相談時間

	総相談時間	1件当たりの時間
R7	60,427 分	23.1 分
R6	65,745 分	26.0 分

※　無言を除く

Ⅲ　委員会の活動の状況について

【面接相談及び調査・調整活動の状況について】

1　新規面接相談の件数・相談者

電話相談を受けたケースでは、電話相談員による傾聴や助言により終了しているものがほとんどである。

いじめや学校の対応により不登校になったなど、こどもの権利侵害に関わる内容で相談者が希望する場合には、知事から委嘱された調査専門員が面接相談を行っている。

子どもの権利擁護委員会は、調査専門員から面接相談の結果について報告を受けて方針等について審議を行い、その結果を踏まえ、調査専門員が学校などの関係機関へ調査や調整に入っていくことになる。

令和７年度に相談者が権利侵害に関する調査・調整を希望し、調査専門員が面接等により相談を実施した新規の事案は４件であった。これをこどもの年齢属性で見ると、小学生が１件、中学生が２件、高校生が１件であった。

表９　新規面接相談における対象者

	就学前	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生等	合計
R7	0	0	1	2	1	4
R6	0	1	4	2	0	7

2　相談内容

新規面接相談 4 件の内容は、学校に関係する内容などであった。

表 10　新規面接相談の内容

	いじめ	体罰	虐待	学校関係等	その他	合計
R7	0	0	0	2	2	4
R6	2	0	0	5	0	7

※　「学校関係等」には、いじめ関連の相談も含まれている。

新規面接相談の概要及び結果等については、表 11 のとおりである。
また、前年度から継続した事案は 5 件であり、これらの概要は表 12 のとおりである。

3　面接及び調査・調整活動の状況

こども本人や保護者との面接及び学校など関係機関に対し調査や調整を行う活動は、１回限りではなく、委員会の審議結果に応じて継続して行われる。面接で把握した事実関係や訴えに基づき関係機関を訪問し、調査・調整を行い、その結果を相談者との面接でフィードバックすることを基本としている。事案にもよるが、こうした過程を何回か繰り返すことが多い。

令和 7 年度の新規面接相談 4 件については、こどもや保護者との面接が延べ 5 回、関係機関（学校等）への訪問や電話等が延べ 76 回行われ、面接を含めた調査・調整活動の合計は延べ 81 回、１事案当たり平均 20.3 回であった。

前年度から継続した 5 件については、令和 7 年度中の面接が 4 回、関係機関（学校等）への訪問や電話等が 63 回で、調査・調整活動の合計は延べ 67 回、1 事案当たり平均 13.4 回であった。

迅速な解決を目指しつつ、改善状況を一定期間フォローアップしていくなど、相談者、特に対象であるこどもの意思を確認しながら丁寧に対応することを基本とし、調査・調整活動を行った。

表 11　令和７年度新規面接相談の状況　　（令和 8 年 3 月 31 日現在）

No.	対象のこども	種別	審議回数	面接回数	調査調整回数	結果
1	中学生	学校関係	3	0	2	終結
2	小学生（高学年）	その他教育関係	6	3	29	終結
3	中学生	学校関係	4	2	45	継続
4	高校生	その他教育関係	0	0	0	継続
計			13	5	76	

（回数はいずれも延べ回数）

※ 審議回数：審議に及ばない報告の回数は含まない。
面接回数：こども本人・保護者との面接回数。
調査・調整回数：関係機関への訪問や電話など、調査や調整を行った回数。

表 12　前年度からの継続面接相談の状況　　（令和 8 年 3 月 31 日現在）

No.	対象のこども	種別	審議回数	面接回数	調査調整回数	結果
1	中学生	学校関係	10	1	15	継続
			28	5	35	
2	小学生（高学年）	いじめ	3	0	7	終結
			7	2	13	
3	中学生	学校関係	2	0	2	終結
			9	4	16	
4	小学生（高学年）	学校関係	1	0	2	終結
			5	2	6	
5	小学生（高学年）	いじめ	11	3	37	継続
			13	4	39	
計			27	4	63	
			62	17	109	

（回数はいずれも延べ回数）

※ 審議回数：審議に及ばない報告の回数は含まない。
面接回数：こども本人・保護者との面接回数。
調査・調整回数：関係機関への訪問や電話など、調査や調整を行った回数。
回数は、上段が当該案件に係る令和 7 年度実施回数。下段は当初からの延べ実施回数。

【委員会の開催及び審議の状況について】

1　委員会の開催状況

委員会は、委員のほかに調査専門員も出席し、調査専門員が面接相談や調査・調整を行った事案について報告し、各事案について対応方針などを審議することを基本としている。令和 7 年度の委員会は計 18 回開催した。

委員会では、権利侵害の相談を受けて調査・調整に入った事案について審議を行うほか、まだ調査専門員の面接相談にはつながっていない電話相談についても、必要に応じて電話相談員や事務局から委員会へ報告し、委員からの助言を得て相談援助活動の一助としている。

2　委員会の審議状況

委員会での審議は、面接相談や学校などの関係先で調査・調整を実施した事案の状況について調査専門員が詳細に報告し、委員による質疑、意見交換を行い、委員会としての意思決定を行っている。

令和 7 年度の委員会では、新たに面接等による相談を実施した 4 件（表 11 参照）と前年度から継続した 5 件（表 12 参照）、合わせて 9 件の事案その他について、延べ 43 回（報告を含めると 59 回）の審議を行った。新規の 1 事案当たりの審議回数は、最多で延べ 6 回、平均は延べ 3.3 回であった。前年度から継続している事案の 1 事案当たりの審議回数は、最多で延べ 11 回、平均は延べ 5.4 回であった。

審議の結果、9 件のうち 5 件が終結に至り、4 件が翌年度への継続となった。終結までに要した期間は最長 8 か月であった。

表 13　事案の処理状況

年度	前年度から継続	新規	合計	終結	次年度へ継続
R7	5	4	9	5 （継3、新2）	4 （継2、新2）
R6	5	7	12	7 （継4、新3）	5 （継1、新4）

※「終結」、「次年度へ継続」の（ ）内の「継」は前年度からの継続事案、「新」は当該年度の新規事案

Ⅳ　広報・啓発活動の状況について

1　広報カードの配布

子どもスマイルネットの電話相談についてこどもたちへ周知するため、広報カードを26万枚作成し、7月に県内全ての小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の小学4年生・6年生、中学2年生及び高校1年生へ配布を行った。配布後の時期にはこども本人からの電話相談が増加していることから、学校でのこどもへのカードの配布が電話相談窓口を知ってもらうことに役立っていると考えられる。

2　その他の広報活動

子どもスマイルネットについて、県内各戸に配布している県の広報紙「彩の国だより」や県ホームページに掲載したほか、ＦＭ・ＮＡＣＫ５（ラジオ）の「朝情報★埼玉」（あさ★たま）の放送や県公式Ｘ、Facebook、LINEで子どもスマイルネットへの相談を呼び掛けた。

また、市町村が発行する広報紙やガイドブック、リーフレット、ホームページへの掲載を働き掛けた。

Ⅴ　今後の委員会活動に向けて

１　委員会の目標と課題

埼玉県子どもの権利擁護委員会は、こどもへの権利侵害に関する相談に応じ、また具体的な申立てを受けて関係者・関係機関への調査・調整を行い、当該権利侵害からの救済を図ることを活動の中心としている。また、当該権利侵害の救済に併せて、今後の予防措置も提案している。さらに、こどもの権利擁護に関する普及・啓発も本委員会の職務の一つである。

本委員会は設立当初から、活動の目標と課題として次の３項目を挙げ、具体的な事案への対応を中心に取り組んでいる。

（１）こどもの権利侵害案件の確実な解決を図ること。

そのために、調査・調整活動の充実と委員会への関係機関等の理解と協力を確保するべく、本委員会に対する信頼の維持に努めること。

（２）こどもの権利侵害を発生させない環境づくりに貢献すること。

そのために、委員会の活動状況を本書により公表し、現場における検討材料を提供すること。

（３）こどもの権利擁護を社会の共通認識としていくこと。

そのために、こどもの権利を尊重し、権利侵害を許さない意識の普及・啓発を図ること。

２　令和７年度の審議案件の概要と留意点

令和７年度に調査・調整・審議を行った案件は、前年度からの継続案件が５件、新規案件が４件、計９件であり、その多くが学校における問題であった。

こどもの特性に対し教職員の指導方法等が問題となったケースや事実についての認識がこども・保護者と学校等とで相違し学校等への不満となったケース、また、こどもの気持ちへの配慮が欠けていたり、こどもの希望や意見に耳を傾けられていなかったりしたケースもあった。

調査・調整活動においては、こどもの気持ちや希望などを丁寧に学校等に伝えたり、学校等の考えや取組の姿勢、努力をこども・保護者に伝えたりすることを繰り返し行うことで双方の理解を深め、こどもの置かれた状況の改善を図った。

こうした状況を踏まえ、こどもの権利擁護のために次の３点が必要と考える。

（１）こどもの特性への理解と配慮

こどもと教職員との間でトラブルが生じたケースの中には、こどもに発達などの特性や困難が見られる場合がある。教職員側がこのようなこどもの特性への理解と配慮が不十分なまま、通常の指導等による問題解決を試みた場合、改善効果を期待することは困難であり、学校等側とこども（保護者）側との認識の相違により、かえって信頼関係が損なわれるおそれもある。

こどもと教職員間、こども同士のトラブルのいずれにしても、そのこどもの特性や背景への理解が不十分なままこどもの言動を問題視し、一般的な指導等を強めるだけではこどもの問題行動の解決や改善につながらないことが多い。仮に担任等による指導が適切ではないと学校等側が認知した場合には、管理職が個別具体的な事実関係を双方からの事情聴取等によって迅速に把握し、当該教職員に対する適切な指導や助言等により、不適切な対応を改善させることを求めたい。

なお、教職員だけではなく、スクールカウンセラーやさわやか相談員等を活用することが特性に応じた支援や指導に効果的な場合もある。

（2）事実関係の明確化と保護者への説明

学校等でのいじめやこども同士のトラブルについて、保護者と学校等との認識に相違が見られる場合が少なくない。このような場合、保護者は学校等側が教職員をかばって事実を隠しているのではないか、加害者側もしくは被害者側の言い分を鵜呑みにしているのではないか、対応が不公平ではないか、といった不信感を募らせることがある。

それを回避するためには、学校等側はできる限り早い段階で、被害者側及び加害者側双方の保護者に学校等側が調査し把握した事実関係を開示して、学校等側の認識を明らかにすることが必要であろう。被害者側又は加害者側と学校等側との認識の相違の完全な解消は困難な場合が多いことも想定されるが、学校等側は自らの認識の根拠を示しながら、丁寧に説明する姿勢を示すことが求められる。

さらに、学校等側は被害者側のこども及び保護者に対し、加害者側のこどもの特性や背景等を踏まえて現在どのような指導を行っているのか、今後どのように指導する予定であるかについて、必要な説明をすることが適当であろう。

また、加害者側のこども及び保護者に対しては、被害者側のこどもの受けた心身の傷や不安の原因となった加害者の言動を具体的に特定し、何ゆえにそれが悪意のない遊び、ふざけ、からかいを超えた加害行為となるのかを丁寧に説明することが再発防止の一助になるものと思料される。それはその場限りの反省や謝罪にとどまらず、その後の指導を通じて加害者側となったこどもの成長につながるものと考えられる。

学校等側には被害者側にも加害者側にも振り回されることなく、毅然として、慎重な調査に基づく学校等側の事実認識を開示し、被害の救済と加害行為の再発防止のために取り組むよう働き掛けをしたい。

（3）管理職のリーダーシップによる学校におけるチーム対応

教職員はその経験や教育等方針に基づきこどもの指導等に当たるが、教育等の場面においては教職員とこどもとの間でトラブルが生じる場合がある。また、いじめに関する対応が組織として実質あまり実施されず、こどもが行き場に苦慮した場合もある。発生した問題に対しては、管理職、特に校長がリーダーシップを取り、対応方法を指導する、サポートチームを設けて関係教職員が連携を図って具体的な支援方法を確立させるなど、管理職が学校全体としての方向性を明確にし、体制を整備して取り組むことが解決のために効果的であろう。

また、こどもたちへのスマートフォン等の急速な普及に伴い、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーク・サービス）を利用した外部からは見えにくい環境下でのいじめ等、こども同士の問題が深刻化していることから、それらに対処するための態勢づくりに取り組むことを一層求めたい。

3　今後の委員会活動に向けて

当委員会は、保護者や学校などの関係機関として、こども自身から可能な限り話を聴き、こどもの持つ事実認識と被害感情を確認してこどもの意見や希望を踏まえる活動スタイルを採っている。このことは、こどもの権利を擁護して最善の利益を図るためにはこども自身の声を聴くことが不可欠と考えているからであり、こどもの感情やわがままに振り回されることを意味するものではない。

しかし、こどもの意見や希望を踏まえた対応は、大変時間と労力を要するものでもある。ケースによっては、「安心して楽しい学校生活を送りたい」というこどもの願いからかい離してしまい、学校等側を追及したいという保護者の思いが前面に出てきてしまうこともある。委員会では限られた人員と時間の中で個々のケースへの関わり方を模索しているが、こどもの話を丁寧に聴くというスタイルを堅持しながら、面接相談、調査・調整活動の充実に今後も努めていきたい。また、令和７年度に調査・調整活動を行ったケースの多くは学校に関わるものであったが、これまで各種施設などこどもたちが学校外で生活・活動する場での権利侵害の訴えもあった。そのような場合においても、学校の場合と同様、こどもの権利侵害の救済のための最善の方法を探索するとの視点で取り組むことが今後も必要である。

令和７年度の審議案件から垣間見られる教訓を挙げたが、これらはその年度のみに特有のものではない。個々の事案で現れ方は異なるものの、毎年度共通する課題が見て取れる。

そして、当委員会への申立ては各地で起きているトラブルの一部に過ぎず、各地で発生する類似のケースは、各現場で関係者により解決されていく必要がある。実際に学校等の現場において、一人一人個性のあるこどもたちを相手に教職員をはじめ多くの人々が努力や苦心を重ねているものの、問題になり得る指導や配慮に欠けた対応によるこどもへの権利侵害は未だ続いている。そのため、当委員会の活動状況を公表し申立事案から得た教訓を教育などの現場に還元していくことで、各現場における問題発生防止や対応方法検討を支援していくものである。

国においては、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として作成された「生徒指導提要」（以下「指導提要」という。）が令和４年 12 月に 12 年ぶりに改訂された。いじめの重大事態などの増加傾向、「いじめ防止対策推進法」などの関連法規の成立といった生徒指導をめぐる状況の変化を踏まえ、生徒指導に関する基本的な考え方や取組の方向性が再整理されている。殊に注目すべきは「こどもたちの多様化が進み、様々な困難や課題を抱える児童生徒が増えている」という現状である。こども基本法やこども大綱などでも示されている「こどもたちの声をきく」とともに、「こどもたちに寄り添う」ことが改めて重要視されている。学校では当然指導提要等に基づき対応すべきであり、関係機関との連携は必要不可欠である。

条例により設置された当該委員会においても、その特長である「こども・保護者と学校等との当事者間の信頼関係が損なわれている事案などにおいて、教育・福祉分野にとらわれず、第三者機関として他の関係法令による機関にはない調整機能を生かしていくこと」は、現行法制度を補完・拡充するものとして極めて効果的なものと考える。また、その役割を十分に発揮するためには、今後も当委員会の存在及び機能をこどもたちや保護者などに一層広く普及啓発していくことが不可欠である。

当報告書により、学校等の現場において、こどもの権利侵害を未然に防ぐとともに、こどもの最善の利益の確保につながれば幸いである。

コラム　委員・調査専門員から ひとこと

共生社会とこどもの意見表明

委員　田口　伸

当委員会において、相談者に寄り添い、ていねいに対応していただく調査専門員の先生方や事務局の皆様、そして、窓口として相談を真摯に受け止める電話相談員の皆様に心から感謝を申し上げます。

わが国では、高齢化、人口減少などで地域、家庭、職場での支え合いの基盤が弱まっています。このような状況に対応するため、社会福祉の中でも地域共生社会づくりが大きな課題として取り組まれています。社会的孤立や複合的な生活上の課題に直面したときも、サービスを提供する側、受ける側という一方的な関係ではなく、それぞれが役割を持った関係の中で、課題の解決が求められているのです。それは地域に生きるこどもたちも同じです。こども、高齢者、障害のある人、外国人など多様な人が地域で役割を持つ地域共生社会は、多様な価値観、生活様式、異世代の人々が耳を傾け合う人権尊重の上に成り立つものと考えます。

こども基本法が施行され、こどもの社会参画の機会確保や自分に関することについての意見の表明、意見の尊重が基本理念として定められました。自治体の策定したこども計画の中にもそれらの理念が盛り込まれています。こどもは自分自身のことについて決めるときに自分の考えを述べる機会を与えられる。これは、自己有用感、自己肯定感、自立性を高めます。また、社会にとってみると、このようなこどもの参画や意見が大人の意識の変化、社会や組織のシステムの変化につながる可能性を持っています。こども自身にとっても、社会参画の経験や意見を述べる中で、合意形成や対話のスキルを学び、他者との関わりの中で連帯感を理解するなど、共生社会に不可欠な「多様性の尊重」「対話」「協働」を体験的に学ぶことになります。

さて、この委員会に寄せられたこどもたちの相談や思いは、こどもにとって納得のいかない対応のされ方に対する抗議の表明であることが多く見られます。中には、十分な説明がなされていないため生じている他者への不信感などもあります。委員会では調査専門員の方々がこどもに寄り添いながらその思いを聞き、受け取った思いを関係する機関に伝えていきます。異なる関係機関と連携して対応していく中で、こどもを取り巻く関係性に変化が生じていくことが見られます。中には、これまでの仕組みや組織風土の改革といった大変難しい取組みに挑戦されるなど、真摯に対応いただく関係機関の姿勢がこどもに信頼感と安心感を抱かせていきます。制約のある状況の中で、訴えのすべてがかなえられることは難しく、解決できないこともありますが、自分を大切に尊重してくれているという思いがこどもに伝わることが大変重要であると考えます。最終的にはこども自身が自分の置かれた状況にどう向き合うかを自分で判断することになります。

日本人は和を重んじ、協調性に長けている面、自分の辛い気持ちを抑え込む傾向にあります。一人一人を大切にする人権尊重の上に地域共生社会は成り立つものであり、こどもの意見表明は、その基盤づくりということができます。

事実の正確な把握

委員　内河　水穂子

今年度も、こどもたちのために、調査専門員の皆様、電話相談員の皆様、事務局の皆様が、真摯に相談に向き合い、こどもや相談者の気持ちに寄り添っている姿を見てきました。このような相談の取り組みに、心から感謝を申し上げます。また、相談に関わる学校や教育委員会等の関係者の皆様におかれましても、お忙しい中、連携や対応をしていただき、ありがとうございました。

さて、今年度も様々な相談が寄せられましたが、それらは、こどもの権利に関わる案件という相談であるため、他者が関わっている相談がほとんどになります。そのため、まずどのような状況であったのか、事実の正確な把握が問題解決のためのスタートであり、基本となります。本委員会では、調査専門員が、こどもや保護者等から、その状況を丁寧に聞き取り、事実を把握していきます。あわせて、正確に事実を把握するためには、本人だけでなく、そのこどもの関係機関からも状況を聞き、事実を把握することが必要になります。これまでも多くの関係者の皆様には御協力をいただいているところですが、本委員会からの問い合わせに、若干の不安を抱く機関もあるかもしれません。しかしながら、こどもの権利を守るということは、本委員会や関係機関の皆様と共通の思いであると信じておりますので、今後もこどもたちのために、積極的に御協力をいただきたく思います。

そして、「事実の正確な把握」というのは、一見簡単なようで、意外と難しいとも言えます。まずは、できるだけ速やかに、状況の聞き取りを当事者やその状況を見ていた者等に個別に聞き取りをすることが必要です。そしてそれらの情報を、誰が～と言ったのか正確に詳細に記録にしておく必要があります。この状況の聞き取りが十分でなく、正確に記録されていないと、後で事実が正確にわからなくなることがあります。再調査をしても、時間が経ってしまった場合は、人の記憶も曖昧になり、事実がわからなくなり、トラブル解決が長期化する可能性もあります。そのため、迅速で正確・詳細な事実の把握が何より重要になります。また、このような聞き取りを行い、記録にとって整理すると、矛盾点を見いだすことがあります。この矛盾点を見いだすことは、意外とよくあることで、そのためにも記録をとり整理することが重要になります。そして、矛盾点がある場合は、何が事実なのか、できるだけ速やかに事実が明確になるように、丁寧に根気強く、聞き取りを重ねていくことが必要です。矛盾点の解決は、トラブル解決の重要なポイントになることは言うまでもありません。

このようなことから、事実の正確な把握というのは、聞き取り記録し整理するという時間がかかるものであると言えるでしょう。しかしながら、初動の事実の正確な把握が行われない場合は、その後の解決に、さらに多くの時間を要すことになり、こどもの心に影響をも与えていくと考えられます。

「事実の正確な把握」について、本委員会では何より大切にして参りたいと思います。関係機関の皆様にも、今後も御協力いただければ幸いです。そしてそれが、全てのこどもの権利を守ることにつながっていくものと信じております。

１年間の活動を振り返って

委員　徳田　玲亜

子どもスマイルネットには今年度もこどもたちや保護者の皆様から多くのご相談をお寄せいただきました。こどもを取り巻く環境や子育ての悩みが複雑化する中、誰にも言えない悩みや不安を抱えているこどもや保護者の方は少なくありません。

寄せられる相談の中でも私が関わるのは特に環境調整を要する一部のケースに限られますが、どうすればこどもたちの笑顔と健やかな成長を実現できるのかを他の委員の方々と日々議論をし、複雑に絡み合った課題をひもとき、一人ひとりに寄り添った解決策を模索し続けた１年だったように思います。

１年間の活動を支えてくださった関係機関や県民の皆様に心より感謝申し上げます。今後も寄せられる声に真摯に向き合い、こどもたちの権利が尊重される社会づくりに委員の一人として微力ながら力を尽くしてまいります。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

第三者機関の活用のススメと大人のかかわりの影響

調査専門員　中谷　茂一

今年度も含め、これまで勇気を出して相談してくださった、大勢のこども・大人の皆さまにあらためて敬意を表したいと存じます。また、自分だけでなく他の仲間のことを心配してくれている優しい気持ちをもったこどもたちも少なくありませんでした。当委員会は気軽にご相談いただけるよう取り組んできましたが、困ったことや嫌なことがあった場合に、第三者に相談してみるという行為は誰にとってもハードルの高いものだと思います。相談することでさらに状況が悪化してしまうのではないか、相手方から報復的な対応をされてしまうのではないか、心配だと思います。

しかし、これまで面談を経て調査・調整活動を行った事例で、状況が悪化したり、さらに嫌がらせをされてしまった事例は事後情報を把握している限りなかったと思います。100%の解決ではない事例でも必ず理解の進展や状況の改善や課題点の受け入れが見られています。

また、世間では「クレーマー」というキーワードが独り歩きしてしまい、本当に対応すべき正当な訴えや要望も言いにくくなる場面もあるかもしれませんし、うまく気持ちを伝えることが難しかったり、怖かったりするのも当然のことです。それらの心配な点を含めて私たち「子どもスマイルネット」があなたの気持ちや要望を代弁（かわりに伝える）して、今の状況や相手の言動を良い方向にかえてもらえるようはたらきかけます。

こども同士のいじめや、大人からの嫌な言動は、当事者だけで解決することは難しいのが普通です。どうぞこの委員会を気軽にご活用いただければ幸いです。匿名でも相談できますし、初めから相手にコンタクトをとるのではなく、まずは当事者の気持ちと要望をじっくりと確認した上で、解決方法を一緒に考えていきます。過去の事例ではこども一人だけやこどもだけ複数人で相談してくれた事例も複数ありました。親や先生に言いにくいことでも解決の仕方があります。皆さんのお力になれればとお待ちしております。

さて、ここからは私事で恐縮ですが、最近体験した出来事と自分の中学時代に感じたことを述べてみたいと存じます。記述も少し大人向けとなります。私の家族が病気である大病院の小児科病棟に 2 週間ほど入院していたので、毎日面会に行っていました。様々な年齢のお子さんが入院していましたが、小学校低学年以前のお子さんの多くが、入院で親と離れることに関して強い抵抗を示し、不安定になって泣き叫んだり、何回もナースコールを押して看護師さん相手に「今すぐ親を呼んでこないと○○するよ」などこどもながらに交渉（？）したりと涙ぐましい努力を懸命に行っている姿がありました。

そのような姿を何人も見ていると、こどもにとっての「保護者」の存在の特別性と非代替性をあらためて強く感じました。幼少期は全幅の信頼を寄せて頼ることのできる心理的母港のような存在の人がいつもそばにいて、精神的な安定と発達がはかられ、自立の基盤となるという普段学生相手に講義している内容の実際を強烈に実感する様子を目の当たりにしました。もちろんそれは生みの親でなくても、新しい養親や生活施設の職員、里親さんなどでもその役割を十分に果たしている事例もたくさんあり、戸籍上の続柄ではなく、「特定の大人との強い愛着関係」が特定の養育者と形成されることがポイントです。こどもの成長・発達の基盤はまずその愛着関係が土台となりますが、それ以外に出会う大人との関係も大きな影響を及ぼします。通学している時期の年齢のこども期において、それは学校の教員が大きな位置を占めることでしょう。

私は、小学校の後半と中学時代の前半は埼玉県とは遠く離れた地域で通学していましたが、今でも覚えている出来事があります。小学校の途中でその地域に転校したばかりで友人ができていなかった時、遊ぼうと誘ってくれたクラスメートがいました。幼い時に弟さんをなくしてしまったようで、その出来事が彼に影を落としている要因であることが後の作文からこどもながらに推測することができましたが、小学生の時は穏やかで大きな問題を起こすこともありませんでした。しかし、中学校に入学してから、だんだんといわゆる「ツッパリ」（それもかなり教員に対する武闘派の）になってしまい、小学校時代の彼と違っていってしまいました。私は小学校時代からの知り合いなので特に何かされることもなく普通に話すこともできましたが、当時の中学校はどこでも一定数ツッパリグループがあり、教員にも反抗的でした。彼は文才があり、彼が弟をなくした時の様子と気持ちを高い表現力で記述した作文を学校文集に掲載するなどポジティブな評価の場を提供している教員が少数いた一方、多くの教員は「反抗的な不良」という烙印を押し、特に生徒指導の「強面の教員」の役割を担っている先生は体罰や暴言を含んだ強硬な対応をしていました。そのため彼の態度もどんどん反抗度が増していってしまったのだなと、その当時中学生なりに感じ、一連の様子が今でも時々思い起こされます。

「こどもの権利」という視点が未成熟な時代性が大きく影響していたかもしれませんが、もう少し彼に寄り添って対応してくれる大人がいれば違った道はあったのではないかと今でも残念に思います。

子どもスマイルネットの活動も「親」や「保護者」ではありませんが、こどもたちの気持ちに寄り添ってお手伝いができているのか常に自省しながら活動をすすめてまいりたいと存じます。

今年度も多くの自治体・教育機関・地域の団体のご関係者の皆様の多大なご協力をたまわることができました。この場をかりて深く御礼申し上げます。

対立の先にある対話をめざして

調査専門員　角尾　美奈

今年度も、埼玉県子どもの権利擁護委員会には多様な相談が寄せられました。調査専門員として調査・調整活動に取り組むことができたのは、委員の先生方、電話相談員の皆様、事務局の皆様のご支援、そして関係機関の皆様のご理解とご協力のおかげです。心より感謝申し上げます。

こどもの権利を守る取り組みは、しばしば複雑な構造を伴います。こども・関係機関（多くの場合は学校）・保護者が、同じ出来事をそれぞれ異なる視点で捉えていることが多く、単純に捉えられない背景があります。こどもにとっては傷ついた体験として記憶された出来事が、先生方にとっては教育的判断に基づく対応であったということもあります。そこに保護者の不安や価値観が重なることで、事態は複雑で多層的な様相を帯びていきます。

だからこそ、中立的な第三者として、主張を整理し、思いを言語化し、誤解をほぐし、対話の糸口を作る役割が求められます。こどもの不安や苦しさを理解し和らげる寄り添いとともに、先生方が限られた時間と資源の中で教育活動に向き合っている現実を踏まえることも不可欠です。誰かを責める構図に陥るのではなく、小さな理解を積み重ね、こどもが安心して学び育つ環境を再構築すること―それこそが調査・調整活動の目指すところであると感じています。

この活動には、専門的知見、地道さ、丁寧さ、忍耐強さ、客観性、共感に加え、状況を前に進める推進力が求められます。容易な道のりではありませんが、こどもたちの最善の利益を守る機関として、これからもその役割を果たしていきたいと考えています。

関係性の摩擦を解消するために

調査専門員　野澤　義隆

今年度も、様々なケースに携わらせていただいた。ケースの多くは、こどもの関係性の摩擦に起因しており、関係性の摩擦から感情の不和が起き、関係性の確執が生まれているように感じる。こどもの関係性の摩擦が生じた際、最初は小さな摩擦であろう。しかし、本委員会に申し立てがなされる頃には既に摩擦が大きくなっており、摩擦の解消が困難となっているケースが多いように思われる。教員等の大人は、関係性の摩擦が生じた初期に対応できることが望ましい。初期対応がうまくいけば、ここまでこじれなかったのではないかと感じるケースも散見される。一方、大人が初期段階で気づくことが困難なケースも見受けられる。こどもの関係性の摩擦が生じた初期に気づけたとしても、気づけなかったとしても、関係性の摩擦に気づいた時点での対応の仕方が重要であると感じる。

対応の仕方として、まずは教員等の大人が当事者の話を聴きながら、摩擦の解消をはかることが多い。うまく摩擦を解消できればよいが、当事者の記憶や認識の齟齬があると話が進まず、摩擦の解消までたどり着かない、というケースが見受けられる。例えば、悪口等を「言った/言ってない」というような言動に対する記憶の齟齬、相手に「睨まれた/睨んでいない」というような非言語的表現による認識の齟齬、当事者双方が当時の状況について異なる状況を説明するような記憶の齟齬などがある。これらは、当事者の一方が嘘をつき、作為的に齟齬が生じている場合もあるだろう。しかし、注意しなければならないのは、人の記憶は忘却や変化がつきもの、という点である。つまり人の記憶は、必ずしも正しく、永遠に保持されるわけではない。このことは、古典的にはドイツの心理学者であるエビングハウス（Ebbinghaus, 1885）の忘却曲線や、イギリスの認知心理学者であるバートレット（Bartlett, 1932）の「幽霊の戦争」実験などでも示唆されており、重要な視点である。

これまでのケースから、当事者の記憶や認識の齟齬がある場合、早期に当事者となるこどもたちに向き合うとともに、傍観者など、様々な人から丁寧に話を聴く（訊く）こと、そして総合的に状況を分析した上で、対応にあたることが大切であると感じる。当事者を含め、多方面にしっかりと聞き取りをしないまま、事実関係がわからないという理由で対応を終わりにしてしまうと、結局のところ、権利侵害を受けたこどもが我慢を強いられることになってしまう。最初は時間を要するかもしれないが、当事者となるこどもにかかわる大人が、バイアスをかけずに、客観的かつ丁寧に、関係性の状況分析を行う中で見えてくることがあるのではないだろうか。こどもの関係性の摩擦が解消できるよう、こどもにかかわる我々大人が、根気強く、丁寧にこどもたちに寄り添っていきたい。

最後に、今年度もご多忙の中、学校や教育委員会、関係機関の皆様に多大なる協力をいただいた。本活動は、こどもにかかわる関係機関の皆様の協力なくしてこどもの人権を守ることはできない。この場をお借りして、関係機関の皆様のご支援とご協力に心より感謝と御礼を申し上げたい。

１年半の活動で見えてきたこと

調査専門員　山﨑　洋子

子どもの権利擁護委員会の調査専門員を務めるようになり、1年半が経過した。この間、いくつかのケースに携わる中で、調査・調整活動の難しさを何度も実感してきた。とりわけ、他機関との連携の難しさを感じている。

連携に携わる人々は皆、「こどもには誰にも権利を侵害されることなく、のびのびと生活してほしい」という目的を共有している。その意味では、大きな方向性が異なることはあまりない。しかし、「何をもって権利侵害が解消されたと言えるのか」という点になると、それぞれの立場や役割によって考え方は少しずつ異なる。また、同じ出来事を見聞きしていても、その受け止め方や解釈は人によって異なる。そのため、情報を共有したつもりでも、実際には情報の理解が一致しておらず、本当の意味で共有できていないこともある。

さらに、連携をとる中で、解消だけが目的となってしまう危うさもある。話し合いを重ね、役割を確認し、調整を進めることに意識が向くあまり、気づけばこどもの思いから少しずつ離れてしまうことがある。もちろん、どの関係者もこどものためを思い、それぞれの立場で真摯に取り組んでいる。その姿勢に疑いはない。だからこそ大切なのは、「この子は今、どういう思いで毎日を過ごし、何を望んでいるのだろう」と、何度でもこどもの思いに立ち返ることではないだろうか。

こどもの思いを出発点に据え直すことで、共有している情報の理解にずれはないか、現在の支援は本当にこどもの思いにつながっているのかを改めて点検することができる。連携とは、機関が集まることではなく、こどもの思いを中心に据えながら、それぞれが同じ方向を向いて歩んでいく営みなのだと、この1年半の経験を通して感じている。

最後に、今年度もご多忙の中、本委員会の活動にご理解とご協力を賜りました学校、教育委員会をはじめ、関係機関の皆様に心より感謝申し上げたい。

また、個々の事案について丁寧にご審議いただき、貴重なご助言を賜りました委員の先生方、きめ細やかに支えてくださった事務局の皆様、さらに、多くの電話相談に真摯に対応してくださった相談員の皆様にも、深く御礼申し上げたいと思う。